

**令和8年度国民健康保険税率等
及び子ども・子育て支援金につ
いて（答申）**

令和8年2月6日

武蔵村山市国民健康保険運営協議会



目次

はじめに	1
国保事業費納付金の算定結果等の分析	2
1 東京都が示した本市の令和8年度国保事業費納付金の算定結果	2
2 国保事業費納付金を支払うために必要な令和8年度標準保険税率の算定結果	2
3 一人当たり保険税額の比較	2
(1) 本市の状況	2
(2) 多摩26市の状況（平均）	2
4 国保事業費納付金における参考指数の状況	3
5 令和7年度国民健康保険税率等の状況	3
6 国民健康保険被保険者を取り巻く状況等	3
7 直近の一人当たり医療費及び受診率の推移	4
8 応能・応益割合の設定方法	5
9 当初予算におけるその他一般会計繰入金金の状況	5
令和8年度国民健康保険税率等について	6
1 令和8年度国民健康保険税率等における考え方	6
2 令和8年度国民健康保険税率等	6
(1) 基礎（医療）分	6
(2) 後期支援金分	7
(3) 介護納付金分	7
(4) 子ども・子育て支援納付金分	7
子ども・子育て支援金制度の新設について	8
1 子ども・子育て支援金制度とは	8
2 子ども・子育て支援制度のよくある質問と答え	8
3 子ども・子育て支援納付金に係る今後の保険税率の設定について	8
おわりに	9

はじめに

本協議会は、市長から諮問があった「令和８年度国民健康保険税率等及び子ども・子育て支援金について」（令和７年１２月１５日付武発第１８７３号）を調査・検討した。

審議を行った結果、令和８年度に改定すべき国民健康保険税率等及び子ども・子育て支援金について、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

国保事業費納付金の算定結果等の分析

本協議会では、令和8年度に東京都に納付する国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）及び国保事業費納付金を支払うために必要な標準保険税率の算定結果並びに本市の国民健康保険事業の状況等を分析し、令和8年度の税率等について検討した。今般東京都から示された令和8年度の国保事業費納付金は、東京都が医療費等を算定するに当たり、令和6年度の1年間分の実績を基礎として、2年間（令和4年度～令和6年度）の伸び率により推計を行ったものである。

1 東京都が示した本市の令和8年度国保事業費納付金の算定結果

課税項目	国保事業費納付金 (令和8年度)	国保事業費納付金 (令和7年度)	差引増減額 (令和8年度-令和7年度)
基礎（医療）分	1,388,760,756円	1,495,790,157円	▲107,029,401円
後期支援金分	504,160,544円	518,580,114円	▲14,419,570円
介護納付金分	199,946,778円	190,661,164円	9,285,614円
子ども・子育て支援金分	46,259,942円	—	皆増
合計	2,139,128,020円	2,205,031,435円	▲65,903,415円

2 国保事業費納付金を支払うために必要な令和8年度標準保険税率の算定結果

課税項目	標準保険税率 (令和8年度)		本市税率 (令和7年度)		増減率及び増減額	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
基礎（医療）分	7.83%	48,825円	6.94%	35,200円	0.89割	13,625円
後期支援金分	2.97%	18,376円	2.21%	12,500円	0.76割	5,876円
介護納付金分	2.53%	18,457円	1.76%	13,000円	0.77割	5,457円
子ども・子育て支援金分	0.31%	2,054円	—	—	皆増	皆増

3 一人当たり保険税額の比較

(1) 本市の状況

令和8年度確定係数に基づく保険税額(A)	令和7年度確定係数に基づく保険税額(B)	伸び率① (A)÷(B)	令和7年度当初予算時の保険税額(C)
170,916円	160,021円	6.81%	108,931円

(2) 多摩26市の状況（平均）

令和8年度確定係数に基づく保険税額(A)	令和7年度確定係数に基づく保険税額(B)	伸び率① (A)÷(B)	令和7年度当初予算時の保険税額(C)
180,016円	171,295円	5.09%	110,130円

上記1から3までの結果から、本市の保険税率は東京都が算定した標準保険税率と乖離しており、国保事業費納付金を賄うための保険税が賦課できていない状況にある。

4 国保事業費納付金における参考指数の状況

本市における国保事業費納付金の参考指数の状況は以下のとおりである。

項目	令和8年度	多摩26市平均	順位 ^{※1}
医療費指数	1.0339	0.9415	1位
一人当たり総所得金額 ^{※2}	658,248円	779,393円	25位

※1 順位は、多摩26市で数値が高い順に並べたもの。

※2 一人当たり総所得金額は、東京都において国保事業費納付金算出のために算定した数値である。

一人当たり医療費の増に対し、一人当たり総所得金額は低い状況となっており、いわゆる構造的な問題を抱えている状況にある。

5 令和7年度国民健康保険税率等の状況

課税項目	種別	多摩26市平均	本市	備考
基礎（医療）分	所得割	6.13%	6.94%	法定賦課限度額 66万円 本市限度額 66万円 法定限度額賦課 20市
	均等割	31,805円	35,200円	
後期支援金分	所得割	2.13%	2.21%	法定賦課限度額 26万円 本市限度額 26万円 法定限度額賦課 19市
	均等割	11,805円	12,500円	
介護納付金分	所得割	1.94%	1.76%	法定賦課限度額 17万円 本市限度額 17万円 法定限度額賦課 25市
	均等割	13,986円	13,000円	

本市の税率等は、本協議会が答申した内容を基に改定を行ってきた。令和7年度時点における国民健康保険税率は、多摩26市平均と比較して、基礎（医療）分及び後期支援金分においては所得割と均等割がそれぞれ上回っており、介護納付金分の所得割と均等割は下回っている状況である。

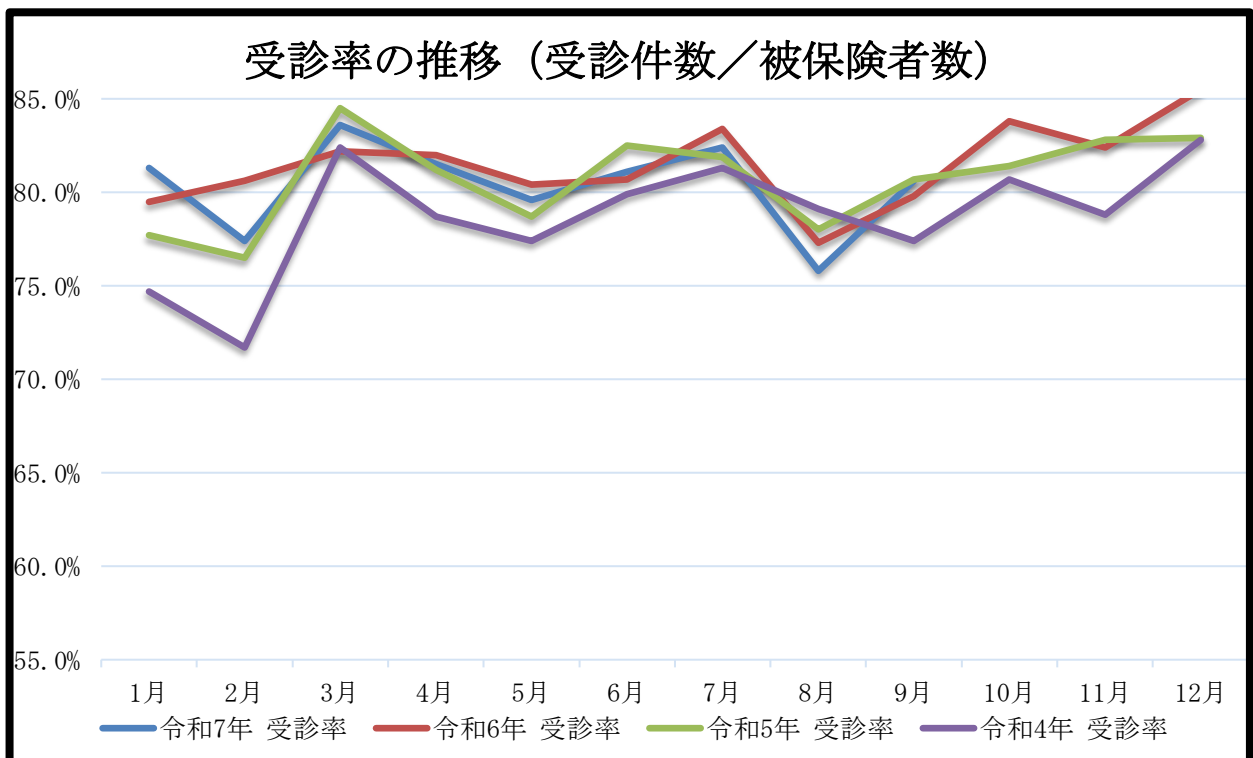
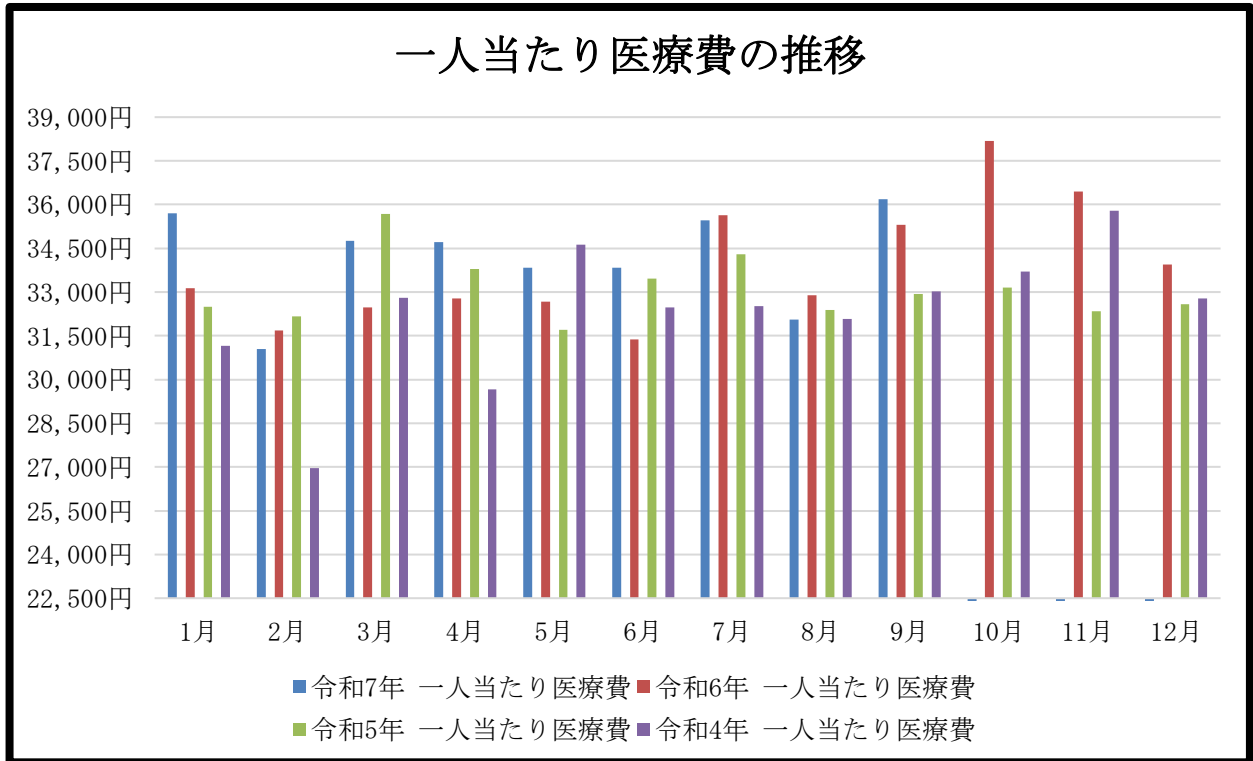
6 国民健康保険被保険者を取り巻く状況等

内閣府が公表した月例経済報告（令和7年12月）によれば、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」とあり、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある」としている。

消費者物価については、「上昇している」となっている。

7 直近の一人当たり医療費及び受診率の推移

本市の令和4年1月から令和7年9月診療分までの推移については、以下のとおりである。令和7年における一人当たりの医療費及び受診率は、例年と同様に高い状況が続いている。



8 応能・応益割合の設定方法

東京都においては、各市区町村における標準保険税率を算定する際に、都の所得係数を反映した上で、各市区町村の所得水準に応じて標準的な応能・応益割合を算定している。

【参考1】本市の令和7年度当初賦課時点における応能・応益割合

課税項目	応能割（所得割）	応益割（均等割）	割合（四捨五入処理後）
基礎（医療）分	63.1	36.9	63：37
後期支援金分	60.6	39.4	61：39
介護納付金分	62.3	37.7	62：38

【参考2】本市の令和8年度保険税改定見込みにおける応能・応益割合

課税項目	応能割（所得割）	応益割（均等割）	割合（四捨五入処理後）
基礎（医療）分	63.4	36.6	63：37
後期支援金分	60.9	39.1	61：39
介護納付金分	62.8	37.2	63：37
子ども・子育て支援金分	57.8	42.2	58：42

【参考3】東京都が示した本市の令和8年度算定結果における応能・応益割合

課税項目	応能割（所得割）	応益割（均等割）	割合（四捨五入処理後）
基礎（医療）分	51.4	48.6	51：49
後期支援金分	51.8	48.2	52：48
介護納付金分	54.6	45.4	55：45
子ども・子育て支援金分	52.7	47.3	53：47

9 当初予算におけるその他一般会計繰入金の状況

年度	その他一般会計繰入金	被保険者一人当たり額
令和6年度	578,013,000円	39,018円
令和7年度	469,351,000円	34,692円

本市の当初予算におけるその他一般会計繰入金について、令和7年度と前年度を比較したところ、国民健康保険税率等を見直したこともあり、一定の削減ができたものである。

令和8年度国民健康保険税率等について

1 令和8年度国民健康保険税率等における考え方

依然として多額の法定外繰入金に依存している本市の国民健康保険財政は、市民負担の公平の観点、一般会計における他の施策の影響から改善していく必要がある。

このような中、令和8年度に東京都に納付する国保事業費納付金は、令和7年度と比較して、全体で約6,600万円の減が示された状況であり、これは保険給付費の減がその理由として挙げられる。

国民健康保険税率等の改定については、法定外繰入金を削減・解消するため、令和6年度に策定した「国保財政健全化変更計画書」を基本とするとした経過があるものの、近年の物価高の影響など、その時の情勢を踏まえた柔軟な対応が求められる。

また令和8年度の税制改正大綱には、国民健康保険税の課税限度額及び、5割・2割軽減の判定所得の引き上げが盛り込まれている。課税限度額は基礎（医療）分を現在の66万円から67万円に、国民健康保険税の軽減判定所得については、均等割軽減の対象となる世帯の範囲が縮小しないようにするため、世帯人数に乗じる額について、5割軽減では31万円（現行30.5万円）、2割軽減では57万円（現行56万円）に引き上げることとしている。

これらについて本市では、課税限度額の引上げは中間所得者層の負担軽減を図るものに繋がること、国民健康保険税の軽減の拡充については、被保険者の負担の軽減に直結するものであることから、これまでも該当の関係法令の改正が行われた場合、直ちに同様の改正を行っている経過があり、今回も同様に対応することが望ましい。

令和8年度の国民健康保険税率等の改定に当たっては、これらのことを踏まえつつ、国民健康保険被保険者への影響も十分考慮する必要がある。

2 令和8年度国民健康保険税率等

上記の考え方に基づき、税率改定案について2案の試算を行い、個別のモデルケースの税額の影響、法定外繰入金の見込み等について検討を行った結果、改定税率等については、以下のとおりとすることが適当である。

(1) 基礎（医療）分

項目	令和7年度	改定案	比較
所得割	6.94%	6.94%	増減なし
均等割	35,200円	35,200円	増減なし
課税限度額	660,000円	670,000円	10,000円
応能・応益割合	63:37	63:37	増減なし

基礎（医療）分については、法定外繰入金を削減する必要があるものの、保険給付費の減及び子ども・子育て支援納付金分が創設されることを踏まえ、課税限度額の改定のみを行うものとする。

(2) 後期支援金分

項目	令和7年度	改定案	比較
所得割	2.21%	2.21%	増減なし
均等割	12,500円	12,500円	増減なし
課税限度額	260,000円	260,000円	増減なし
応能・応益割合	61:39	61:39	増減なし

後期支援金分については、法定外繰入金を削減する必要があるものの、子ども・子育て支援納付金分が創設されることを踏まえ、令和8年度は据え置くこととする。

(3) 介護納付金分

項目	令和7年度	改定案	比較
所得割	1.76%	1.76%	増減なし
均等割	13,000円	13,000円	増減なし
課税限度額	170,000円	170,000円	増減なし
応能・応益割合	62:38	63:37	1:△1

介護納付金分については、今後、介護保険に基づくサービス費の増加が想定されるところであるものの、子ども・子育て支援納付金分が創設されることを踏まえ、令和8年度は据え置くこととする。

(4) 子ども・子育て支援納付金分

項目	令和7年度	改定案	比較
所得割	—	0.31%	皆増
均等割	—	2,000円※	皆増
課税限度額	—	30,000円	皆増
応能・応益割合	—	58:42	皆増

子ども・子育て支援納付金分については、令和8年度から創設されるものであるが、新たに法定外繰入金が発生することがないように、標準保険税率を採用する。

※100円未満は端数調整（切り捨て）

上記の基礎(医療)分及び子ども・子育て支援納付金分の増改定により、全体として3.10%程度の調定額の増改定（被保険者一人当たり年間で平均3,552円の引き上げ）となるが、当該改定のみでは、令和8年度の国保事業費納付金を全て賄うことは困難であることから、国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を図るため、歳入不足については、法定外繰入金により賄うことはやむを得ないものとする。

子ども・子育て支援金制度の新設について

1 子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業から支援金を拠出することで、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みであり、児童手当の拡充など、特定の事業に充てられる。

項目	子ども・子育て支援金制度の内容
根拠法令	子ども・子育て支援法
実施時期	令和8年4月から
対象者	原則、国民健康保険に加入している被保険者全て ※子ども・子育て支援金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じることになる。なお、当該軽減措置分は、対象となる子ども以外の被保険者の支援金で支えることとなる。
保険税	子ども・子育て支援納付金分に係る所得割及び均等割を新たに賦課 (令和8年度：所得割 0.31%、均等割 2,000円*) ※10割軽減措置後の額(端数切捨て)
その他	令和8年度から令和10年度まで段階的に導入(令和10年度以降も継続して拠出)

2 子ども・子育て支援制度のよくある質問と答え

Q：この制度の導入は決定事項なのか？

A：当制度は、国会での審議を経て、令和6年6月に成立した法律に基づいて創設されるもので、法律上、令和8年4月から導入されることとなっている。

Q：集めたお金は何に使われるのか？

A：①児童手当、②妊婦のための支援給付、③こども誰でも通園制度、④出生後休業支援給付、⑤育児時短就業、⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置の6つの子育て支援の取り組みに充てられる。

3 子ども・子育て支援納付金分に係る今後の保険税率の設定について

令和8年4月から実施される子ども・子育て支援納付金分の保険税率を設定するにあたり、今回は標準保険税率を採用している。令和6年度に策定した「国保財政健全化変更計画書」に基づき、法定外繰入金を削減・解消するためには、標準保険税率を積極的に採用していく必要がある。

子ども・子育て支援納付金分以外の保険税率は、標準保険税率と乖離が大きく、段階的に税率改定を行う必要があると考えるが、これ以上の法定外繰入金を発生させないため、子ども・子育て支援納付金分については、今後も引き続き標準保険税率を採用することが望ましい。

おわりに

本市の国民健康保険財政は、一般会計からの多額の法定外繰入金に依存し、収支の均衡を保ってきた経過があるが、市民負担の公平性の観点、一般会計における他の施策への影響等から、改善していく必要がある。

このような中、令和8年度に東京都に納付する国保事業費納付金は、前年度と比較して約6,600万円減少している。今後も引き続き、データヘルス計画に基づいた各種事業に取り組むことで、保険給付費の減少及び国保事業費納付金の減少を図ることが望ましい。

本協議会としては、国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を図るため、令和6年度に策定した国保財政健全化変更計画書を基本とするとともに、被保険者の負担も配慮する必要があるという立場である。

今回の議論では、令和8年4月1日から施行される、子ども・子育て支援納付金分の保険税率と財政健全化の更なる推進を検討したものとなった。その中で、財政健全化を達成するには、子ども・子育て支援納付金分の創設以外にも、現行の保険税率を改定する必要があるという意見が一定数あったところである。

しかし、近年の物価高騰に加え、被保険者に対する生活習慣改善指導や、健康増進につながる事業の実施に対し交付される、各種補助金を積極的に活用し医療費適正化を図るなど、やれるべきことをやったうえで、被保険者の方に負担してもらうべきという意見もあったところである。結果として、子ども・子育て支援納付金分の保険税率のみ整備すべきという意見が大多数を占めることとなった。

一般会計からの多額の繰入金は市民全体に対する事業に影響を与えかねないこと、法定外繰入金の解消予定である令和12年度において、税率が急増すること無いよう計画的に税率改定する必要があるという考え方自体は変わっていない。

各年度に示される国保事業費納付金や、子ども・子育て支援金といった新たな制度の創設など、これらが財政健全化に及ぼす影響は大きいものの、引き続き医療費の適正化及び国民健康保険税収納率の向上を図る取り組みを実施するなど、国保財政健全化変更計画書を基本とする立場を継続されたい。